

県中都市計画地区計画の決定(郡山市決定)

都市計画大槻町中ノ平東地区計画を次のように決定する。

名 称			大槻町中ノ平東地区計画
位 置			郡山市大槻町字中ノ平、中ノ平東及び字北洞の各一部
面 積			約 2. 1 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		当地区はＪＲ郡山駅から西へ約７kmに位置し、東北自動車道郡山中央スマートインターチェンジの出入り口と隣接した、交通の利便性が高い地区である。 当地区においては、「郡山市市街化調整区域地区計画運用指針」に基づき、郡山中央スマートインターチェンジ及び接続する幹線道路等の都市基盤ストックを有効活用し、周辺の自然環境と調和した土地利用を促進するとともに、地域経済の発展に向けた流通業務機能の集積、促進を図ることを目的とする。
	土地利用の方針		高速交通ネットワーク及び既存の都市基盤ストックを活かした物資の集散拠点の形成に向け、計画的な地区施設を備えた流通業務機能の用に供する施設の集積・促進を図る。
	地区施設の整備方針		【道路】 区画道路（幅員9m）を適切に配置し、整備・維持管理を図る。 【緑地】 緑地（1箇所）を適切に配置し、整備・維持管理を図る。
	建築物等の整備方針		周辺の自然環境と調和した良好な立地環境を形成するため、建築物等の用途制限、容積率、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度及び形態又は意匠の制限を定める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路１号 幅員 約9m 延長 約179m（新設） 区画道路２号 幅員 約9m 延長 約101m（新設） 区画道路３号 幅員 約9m 延長 約164m（新設） 区画道路４号 幅員 約9m 延長 約51m （新設）
		緑地	１号緑地 面積 約0.1ha （新設）

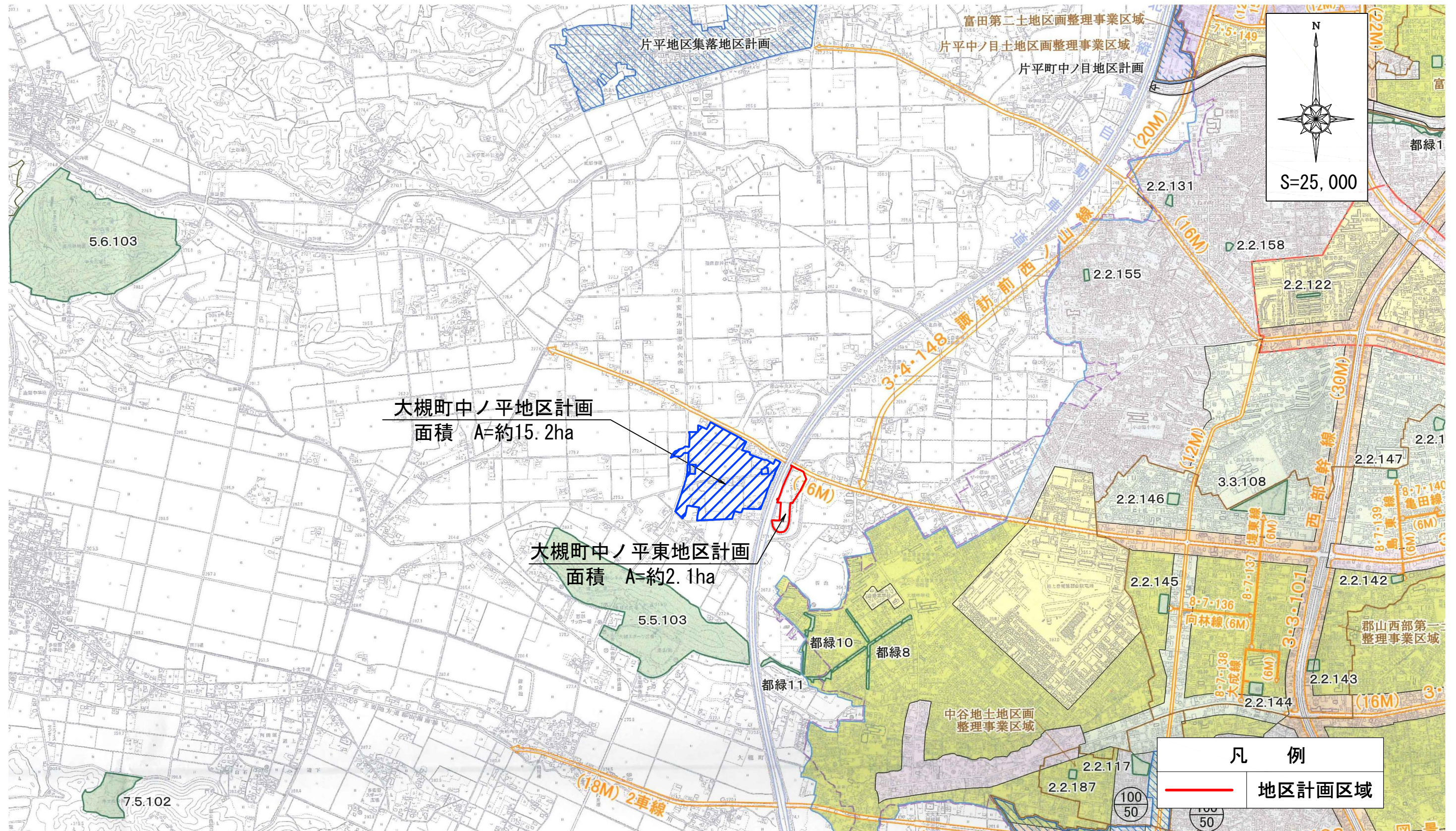
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	物流、研究開発等施設地区
			地区の面積	約 1. 6 h a
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 トラックターミナル、その他の貨物の積卸しのための施設 2 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 3 上屋又は荷さばき場 4 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供す事務所又は店舗 5 研究開発施設（危険物の処理及び環境の悪化を招く恐れがあるものを除く） 6 工場（危険物の処理及び環境の悪化を招く恐れがあるものを除く） 7 前6号の建築物の利便性を高めるためのもので、第一種中高層住居専用地域に建築できる建築物 8 前7号の建築物に附属し、用途上不可分なもの
		建築物等の容積率の最高限度		1 5 0 ／ 1 0 0
		建築物等の建ぺい率の最高限度		6 0 ／ 1 0 0
		建築物等の敷地面積の最低限度		5 0 0 ㎡
		建築物等の高さの最高限度		2 0 m
		建築物等の形態又は意匠の制限		1 屋根、外壁の色彩は原色を避け、落ち着いた色とし、周囲との調和に配慮する。 2 工作物は、周囲から違和感や圧迫感のある大きさとしない。 3 屋外広告物は周辺の景観に配慮したものとする。
		備 考		

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

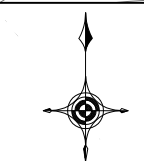
「郡山市市街化調整区域地区計画運用指針」に基づき、郡山中央スマートインターチェンジや主要地方道郡山矢吹線等の既存ストックの有効活用及び地域経済の発展を図る観点から、大槻町中ノ平東地区周辺の立地特性に配慮した流通業務施設等の誘導を図るため、地区計画を決定しようとするものである。

総括図



計 画 図

大槻町中ノ平地区計画



S=2,500

西ノ山

中ノ平東

郡山中央スマートインターチェンジ

東北自動車道

凡 例	
	地区計画区域 A=約2.1ha
	地区整備計画区域 A=約2.1ha
地区施設（道路）	
	区画道路1号 幅員約 9m 延長約180m(新設)
	区画道路2号 幅員約 9m 延長約 70m(新設)
	区画道路3号 幅員約 9m 延長約160m(新設)
	区画道路4号 幅員約 9m 延長約 60m(新設)
地区施設（緑地）	
	1号緑地 面積 A=約0.1ha (新設)
建築物等の用途の制限	
	物流、研究開発等施設地区 A=約 1.6ha

全図面 6 葉の 2